

# 環境センター維持管理計画書

本施設の維持管理は、以下の通り行う。

## 1 維持管理及び保守点検

施設の補修や年次点検はその都度必要な人員で行う。

日常点検は「維持管理基準」に示す事項を設備ごとに行う。

## 2 安全衛生管理

施設での災害を防止するため、安全衛生に関わる各種法令、基準に則り、安全作業要領等を定め、従業者の安全と健康及び快適な作業環境の形成を促進する。

## 3 維持管理の記録

施設の維持管理に関する点検、検査及び措置の記録を作成し、3年間保存する。

4 排出ガスにより、生活環境上支障が生じないよう達成することとした数値

ばいじん量

0.15 g / N m<sup>3</sup>以下

硫黄酸化物 K 値 17.5 以下

窒素酸化物 250 ppm 以下

塩化水素 700 mg / N m<sup>3</sup>以下

ダイオキシン類 0.1 ng -TEQ / N m<sup>3</sup>以下

5 排出ガス、放流水の測定・記録

排出ガス等に含まれるダイオキシン類の濃度については1年に1度測定するとともに記録を作成する。また、作業環境中のダイオキシン類の濃度測定及び測定結果の評価を6ヶ月以内毎に行い、その記録を30年間保存する。

排出ガスに含まれるばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物の濃度又は量については6ヶ月に1度測定するとともに記録を作成する。

排出ガスに含まれる一酸化酸素の濃度については連続的に測定するとともに記録を作成する。

なお、放流水はクローズドシステムのため、水質測定は行わない。